

売却区分番号	東京局 2 9 5 9 - 2		
見積価額	¥8,900	公売保証金	¥8,900
財産の表示	1 収入印紙 額面金額 10,000円 数量 1枚		
特記事項	精通者から「正規品だと思われる。」との意見を聴取していますが、証明書等はありません。 中古品のため折れ、汚れ等があります。 いかなる場合でも返金、返品、交換はできません。 見積価額は、精通者の意見を参考に決定しています。 画像は、デジタルカメラによる撮影のため、現物と色味が多少異なることがあります。 公売財産については、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、東京国税局が適格請求書を交付します。なお、「適格請求書交付対象買受代金(税込)」は、買受申込価額に「見積価額に占める課税資産の価額の割合(以下「課税資産価額割合」といいます。)」及び「事業と家事の用途に共通して使用する公売財産の事業としての部分の割合(以下「事業専用割合」といいます。)」を乗じて算出します。 課税資産価額割合 100% 事業専用割合 100%		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	この財産は、「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。 その他公売条件等は公売公告別紙を参照してください。 売却区分番号内に複数の財産(財産が一つで所有者を異にする場合を含む)があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		
引渡条件	本件公売財産は、原則として東京国税局庁舎内で直接引き渡します。 運送業者による運送を通じて引渡しを受けようとする場合、運送業者の約款により荷受けを拒絶されることがありますので、あらかじめ運送業者へお問い合わせください。なお、買受人が指定した運送業者が荷受けを拒絶した場合には、東京国税局の職員が別の運送業者を指定し発送することがあります。		

売却区分番号

東京局 2959 - 2



東京国税局公売財産



東京国税局公売財産